

音威子府村財政健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度次の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととなっています。

実質赤字比率 (村の一般会計が赤字となっていないか?)

連結実質赤字比率 (村の全ての会計が赤字となっていないか?)

実質公債費比率 (村の借金の返済にあたって資金繰りはどうなのか?)

将来負担比率 (村が将来負担すべき経費はどれくらいなのか?)

以下、平成21年度決算に係る、音威子府村の各比率をお知らせします。

財政指標	音威子府村の比率	早期健全化基準	財政再生基準	参 考
実質赤字比率	-	15.0	20.0	-
連結実質赤字比率	-	20.0	40.0	-
実質公債費比率	9.7	25.0	35.0	11.3
将来負担比率	-	350.0		2.4

早期健全化基準・・・ 財政がどれだけ悪化しているかを表す数値で、比率がこの数値を超えると、財政健全化計画の策定(要 議会議決)等が義務付けられ、計画期間内で改善しなければなりません。

財政再生基準・・・ 地方公共団体独自で財政運営ができるかどうかを表す数値で、比率がこの基準を超えると、「財政再建団体」となり、国等の関与による財政の再生がおこなわれます。

参考・・・ 昨年度(平成20年度決算に係る)音威子府村の比率です。

音威子府村では、全会計に赤字はなく、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っており、昨年度の比率よりも低くなっています。

詳細については、総務課総務財政室財政管理係(電話 5 - 3311)にお問い合わせください。